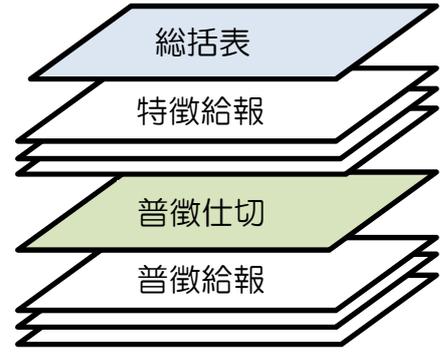


令和7年度給与支払報告書の提出について

提出の際の留意事項

図のように一番上に総括表を添付し、普通徴収の仕切書によって給与支払報告書を特別徴収と普通徴収に分けて提出してください。

- ・ホッチキスで留めずに提出してください。
- ・従業員の方の1月1日現在の住所を確認してください。
本市において住民登録が確認できない場合、返送する場合があります。
- ・従業員の方の生年月日を正しく記入してください。
- ・給与支払者、従業員、扶養親族等にかかるマイナンバー及び法人番号の記載が必要となります。
- ・総括表の天童市への報告人数と提出する給与支払報告書の件数が一致していることを確認してください。
- ・金額の多寡にかかわらず、令和6年中に給与を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイトを含む）提出してください。



○独自様式の総括表を使用する場合の注意点

報告人員の欄に特別徴収の人数と普通徴収の人数がそれぞれ区分されていない様式の場合には、右図の通り、特別徴収の人数の先頭に「T」、普通徴収の人数の先頭に「F」と記入した上で、それぞれの人数を記入してください。

記入後、それぞれ記入した人数と実際の提出件数が一致しているか確認した上で、ご提出ください。

受給者 総人員	
報告人員	T 5人 F 3人
報告人員のうち退職者 人員	

eLTAX を利用した給与支払報告書の提出について

本市では、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用したインターネットによる給与支払報告書の受付を行っています。

eLTAX で給与支払報告書を送信する際は「指定番号」の項目に、同封されてあります総括表に印字されている「指定番号」を入れていただきますようお願いいたします。

普通徴収で提出する場合、紙面で提出する場合と同様に、摘要欄に該当する理由の符号を記入し、普通徴収の欄にチェックをつけて提出してください。

なお、大口事業者（基準年（前々年）に提出すべき所得税の源泉徴収票が100枚以上の事業所）は、eLTAX または光ディスク等による提出が必要です。

詳しくは、地方税共同機構ホームページをご覧ください。

- ・地方税共同機構

HP <https://www.eltax.lta.go.jp>

特別徴収の完全実施に伴う留意点

所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方は、地方税法及び市税条例の規定により、原則、全従業員について住民税の特別徴収が義務付けられています。

普通徴収に該当する方がいる場合は、必ず、給与支払報告書の摘要欄に「普通徴収」と下記の「理由区分」を記入の上、普通徴収の仕切書の該当箇所に人数を記入してください。摘要欄に理由区分の記入がない場合、特別徴収とさせていただきます場合がありますので、記入漏れのないようご注意ください。

適正な理由がなく、希望により普通徴収を選択することはできませんのでご注意ください。

理由区分	普通徴収切替理由
A	給与の支払が不定期又は少額
B	退職又は退職予定者（5月末日まで）
C	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）
D	事業専従者（毎月給与支払の場合を除く）

○給与支払報告書提出後に徴収区分が変わった、または徴収区分を誤って提出した場合

・特別徴収から普通徴収に変更

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書をご提出ください。

・普通徴収から特別徴収に変更

特別徴収新規該当者届をご提出ください。

届出書は当市ホームページ「手続き・証明 申請書ダウンロード」の「税金について」内にもございます。また、他市区町村の届出を流用しても構いません。

給与支払報告書に記入する際の注意事項

○専従者給与を支払った場合

給与支払報告書（個人別明細）の種別欄には「専給」と記入し、提出してください。

○租税条約を適用する場合（外国人労働者を雇用している方へ）

租税条約に該当する給与所得者の場合、税務署に必要な書類を提出の上、摘要欄に租税条約の適用条文を記入してください（例：日中租税条約第21条該当）。

また、条約適用とならない給与が含まれている場合、その支払額も記入してください。

○住宅借入金特別控除を適用する場合

控除可能額と居住開始年月日、控除区分を正しく記入してください。記入が誤っている場合、控除が適用されない場合がございます。

○前職分の給与収入を合算して年末調整をした場合

必ず前職分の支払金額、社会保険料額、会社名を摘要欄に記入してください。

○配偶者控除及び配偶者特別控除を適用する場合

控除対象配偶者の適用を受けている場合は「（源泉）控除対象配偶者の有無等」の欄に“○”を記入し、控除の額も記入してください。老人控除対象配偶者（70歳以上）に該当する場合は老人欄にも“○”を記入してください。※配偶者特別控除の適用を受けている場合には“○”を記入せず配偶者特別控除の額のみ記入してください。

○扶養控除を適用する場合

※記入漏れや誤りは控除が適用できない場合があります。

扶養親族の年齢によって控除額が異なりますので、「控除扶養親族の数」には正しく人数を記入してください。なお、控除対象扶養親族のフリガナ・氏名・個人番号も併せてご記入ください。

○源泉徴収税額（所得税）から定額減税の控除がある場合

令和6年6月1日以降に支払われる給与等から定額減税が控除されます。税務署等の「年末調整の仕方」をご覧ください、記入漏れが無いようお願いいたします。